

通関関係書類の電磁的記録による提出に関する原本提出等の 識別コード表示欄について

通関関係書類に関して原本を書面により提出又は提示する必要がある申告等については、平成 29 年 10 月 8 日(日)より、輸出入申告等控、輸出入許可通知書等の「区分」欄の 4 桁目(末尾)に識別コード「T、G、M、Y」が表示されます。

これにより通関関係書類を電磁的記録により提出した場合に、原本を書面により提出又は提示する必要がある書類が含まれるか否かが容易に判別できるようになります。

1. 識別コードの内容について

それぞれの識別コードの内容については、以下のとおりです。

「T」…審査時に原本を書面により提出又は提示する必要がある通関関係書類が含まれるもの

「G」…許可後に原本を書面により提出又は提示する必要がある通関関係書類が含まれるもの

「M」…審査時に原本を書面により提出又は提示する必要がある通関関係書類と許可後に原本を書面により提出又は提示する必要がある通関関係書類の両方が含まれるもの

「Y」…区分 1 であるが、提出が必要な通関関係書類(電子的提出が可能)が含まれるもの

他法令関係書類など原本を書面により提出又は提示する必要がある書類が含まれる申告については、識別コード「T、G、M」が表示されます(ただし、特例申告及びマニフェスト通関申告等を除きます)。

(参考 1) 原本を書面により提出又は提示する必要がある場合の取扱いについては、『「輸出入の許可の日の翌日から 3 日以内に原本を書面により提出又は提示する必要があるもの」及び「輸出入の審査の際に原本を書面により提出又は提示する必要があるもの」の取扱いについて』をご参照ください。

(参考 2) 識別コードの表示パターンは、『申告控、許可通知書等における「区分」欄表示のパターン表【輸入】【輸出】』をご参照ください。

2. 区分 1 とされた輸出入申告等に係る取扱い

平成 29 年 10 月 8 日以降の区分 1 の申告には 4 桁目に「G」又は「Y」が表示されます。

AEO 輸出入申告(注)については、区分 1 であって「G」又は「Y」と表示された場合であっても、特例申告に際して税関に提出すべきものとされている通関関係書類(減免税の適用に係る書類等)以外の書類の提出はこれまでどおり不要です。

なお、中古自動車の輸出申告や会計検査院への通関関係書類の提出が必要な輸入申告については、従前、申告添付登録(MSX)業務による提出や書面による提出等が不要とされる場合であっても「Y」が表示されておりましたが、平成 30 年 3 月 18 日(日)以降の申告については、このような場合に「Y」が表示されないよう NACCS のプログラム変更が行われます。

(注) 輸入(引取)申告、輸入(引取・特例)申告、特例委託輸入(引取)申告、特例委託輸入(引取・特例)申告、特定輸出申告又は特定委託輸出申告をいう。

3. 留意すべき事項

MSX業務を利用しない申告又は容量超過等により電磁的記録による提出ができない申告については、これまでどおりすべての通関関係書類を書面により提出してください。